

甲骨文・金文の小臣について

——具体例検討——

木 村 秀 海

はじめに

前稿「甲骨文・金文の小臣について」では、小臣は「大官重職と異族出自の奴隸的戦士の間にある、下級貴族を含む小官を指す官の汎称」という大枠を提示したのであるが⁽¹⁾、本稿では、卜辞・金文の小臣の具体的用例を分析・検討することによって前稿で提示した大枠を実証していきたい。

まずはじめに、小臣という語が単なる官名ではない語であることを証する例が卜辞中に存するので、それを確認しておきたい。

丁亥卜、賓貞、東羽乎小多馬羌臣、十月（合集五七二七正 I）⁽²⁾

…多馬羌臣…（合集五七一八 I）

ここにおいて「小……臣」に挟まれている多馬羌は

甲戌卜、古貞、令多馬衛于北（合集五七七一 I）

乎多馬逐虎獲（合集五七七五正 I）

多羌不獲鹿 (合集一五三 I)

辛卯卜、品貞、乎多羌逐兎獲 (合集一五四 I)

の前二辞の多馬と後二辞の多羌とを合わせた複合名詞で、

寅卜、賓貞、令多馬羌御方 二告 (合集六七六一 I)

貞、勿令多馬羌 (合集六七六一 I)

のようにも単独で使用される。この複合名詞の多馬羌を前後から挟む形で「小多馬羌臣」と使用されている時の小臣は、多馬羌である小臣という意味を表わしてはいない。もともと小臣は広い範疇を指す語であり、小多馬羌臣は多馬羌を管掌する小臣ということを表現しているにすぎない。なぜなら、

己亥卜、貞、令_マ小藉臣 (合集五六〇二 I)

己亥卜、_マ令_マ藉臣 (合集五六〇四 I)

…唐…小夙臣…十四 (合集二〇三五四 I)

…小丘臣… (合集五六〇二 I)

に見られるように小藉臣・小夙臣・小丘臣という用例もあつて、小臣は多馬・多羌と関係があるだけではなく、藉とも関係があり、夙とも関係があり、丘とも関係がある、という具合に多くの職事をその範疇に含む語であるからである。このうちの小藉臣は卜辞に

貞、佳小臣令衆黍、一月。…小臣令…黍… (合集一三 I)

…卯貞、兕…小臣…从又…它旬受禾 (合集三三二四九 IV)

とあり、衆を監督して王の直轄地の藉田を管理する官であつたと思われる。言い換えれば、小藉臣は藉田を管掌する小臣ということになる。同様に考えると、小多馬羌臣は多馬と多羌を管掌する小臣、小夙臣は夙を管掌する小臣、小

丘臣は丘を管掌する小臣ということになろう。

これら小某臣に対し、某小臣という表現が卜辞に存する。

丙午卜、夷馬小臣

夷伐馬眉、乎夷、王受又又

王其乎、受又又（合集二七八八一 Ⅲ）

この卜片上の三辞は馬眉を伐つことについての連卜なので、第一辞はそのため馬小臣を呼ぶか否かを問い、第二辞は夷を呼ぶか否かを問い、第三辞は第一辞・第二辞の結果をふまえて馬小臣を呼ぶか、夷を呼ぶか、両者を呼ぶかのいずれかを再問したものである。某小臣という形での表記は卜辞にはこの馬小臣と後文に引く「舊小臣」しか存在しない。西周金文にも史小臣と内小臣があるのみである。宮中の「内室」を管掌する小臣を小内臣ではなく、内小臣と表記している例から推せば、これら某小臣は、某を管掌する小臣である小某臣の別表現であると思われる（他の用例は後文参照）。

このように種々の職事を有する官を含み、それぞれの官を「小某臣」「某小臣」と表記することが可能なこと、前稿で指摘したように大臣と対応する語であること等を考え合わせると、小臣が単純な官名ではなく、諸官を包摂した一種の身分的な官の汎称であることが理解できると思う。

以上を確認した上で小臣の具体的用例の分析・検討をすることにしよう。

一、女 官

小臣の用例のうち最も注目されるのが、次の二例の卜辞である。

貞、今庚辰夕、用虜小臣卅小母卅于婦、九月（合集六二九 I）

癸酉卜、貞、多妣虜小臣卅小母卅于婦（合集六三〇 I）

前辞と後辞はほぼ同文である。婦は生者、多妣は数代にわたる死者なので、両辞の小臣・小母が数代前の死者から生者へ贈与されたものとは解し難い。また、卜辞の多妣は殷の先王たちの后を指すので、上位の先后たちが下位の婦に「虜（献）」じるということ自体も考えにくい。だから、両辞は婦が先后たちに小臣三十人と小母三十人を献上するということを受動態の形で表現したと解せられる。この小臣・小母が人性である可能性がないわけではないが、小臣・小母を人性とする例は他にないので、これらの献上は祖先神である先后たちを祀る廟で奉仕させるための献上であったと見なすべきであろう。果たしてそうならば、ここに見える小臣は、小母とともに先には婦に仕え、今度は多妣に仕えるという具合に前後いずれも女性に仕えているので、女官、宦官のいずれかであろう。ただ、宦官は紀元前八百年頃のペルシアに起源している⁽³⁾、それが中国に伝播してきたのは春秋時代初期とされているので、現状では女官とするのが妥当であると思う。

これに関連して小臣と併記されている小母についての卜辞もみておこう。小母の用例は数も少なく、断片的で内容が明確なものはないが、その中にある

貞小母畀奚（合集六五〇 I）

は注意するに値する。奚は『周礼』天官の序官に類見し、宮中で裁縫や酒の醸造など、種々の労働に服している下働きの女性官奴を指す。卜辞の奚もそれに類似した境遇にいたと思われる。この「小母畀奚」は小母が誰かに奚を畀（与）えるか否かを卜占したもので、小母が奚より上位にあったことを示している。これと婦が多妣に小臣・小母を献上した行為を併せると、上から「婦—小臣・小母—奚」という層序があったことを予想させる。

小臣には「婉」「嘉」について記す次のような卜辞が存する。

辛丑卜、争貞、小臣冥嘉（合集一四〇三七 Ⅰ）

…小臣…冥嘉（合集一四〇三八 Ⅰ）

貞、小臣冥嘉（屯附二二 Ⅰ）⁽⁴⁾

戊午卜、小臣不其嘉。癸酉、甲戌毓。…。戊午卜、小臣嘉、十月。戊午卜、小臣嘉（合集五八五正 Ⅰ）

これらにみえる「冥（婉）」「嘉」は、郭沫若がそれぞれ分婉・男子の出生を嘉みする語と隸定・字釈して以来⁽⁵⁾、それを支持する者が多いが、異論もまた多い。ただ、その異論は多くの場合、「冥」「嘉」を記す卜辞の多くが婦某と関係しているが、その一方で男性と考えられている小臣にも上記のような卜辞があるので、「冥」「嘉」と隸定される字は女性特有の行為ではなく、男女のいずれもがなし得る行為でなければならぬとしていることに立脚している。そして、それは極端な場合には小臣が女性でないから婦某も女性ではないという議論にまで発展していることもある。また、郭沫若説を支持し、小臣の「冥」「嘉」を分婉・男子の出生と隸定・解釈する場合でも、出産という行為は小臣自身が行うのではなく、小臣の妻女が出産することであるととし、それが卜占されているのは、小臣の妻女の出産が殷王の関心を引くほど重大事であったからであるとする。そして、小臣とは何かを考える場合も、これが影響して、小臣は妻女の出産さえも殷王の重大な関心を引くほどその地位が高かったとしている。

例えば、「冥」「嘉」関係卜辞のうち婦好のことを記した

甲申卜、案貞、婦好冥不其嘉、三旬又一日、甲寅冥不嘉、允不嘉、惟女（合集一四〇〇二正 Ⅰ）

をみると、この卜辞は、甲申の日に婦好は男子を出産しないのではないかとという卜占がなされ、もし三十一日後の甲寅の日に分婉したら男子ではないとの占託を得て、その占託のとおり男子ではなく、女子であったと記しているとか解しようがない。したがって、「冥」「嘉」についての郭沫若説は疑問の余地のないものであるが、それに関連させて小臣の妻女の出産は夫の小臣の地位が極めて高かった云々という問題は、すぐに論断できるような単純な問題では

ない。小臣は一般に男性と見なされているが、妻女の出産云々をいう前にまず小臣は必ず男性であるという先入観に問題があることを確認しておく必要がある。前稿でも少しく触れたように、于省吾「積小臣的職別」は小臣には女子が含まれているという重要な事実を指摘している⁽⁶⁾。この指摘が正しいことは殷末の小臣兕𠄎の

女子小臣兕𠄎作己𠄎彝 𠄎𠄎𠄎 (集成五三五一)⁽⁷⁾

に「女子小臣」という実例があることから明白である。

分婉の主体は女性であるから、小臣に女性が含まれていることを考慮に入れると、当然、「冥」「嘉」関係の小臣は婦と同様に女性を指しているとするべきである。『周礼』天官の記述によれば、周代の后以下の群妃・女官の序列は后・夫人・九嬪・世婦・女御となっていて、天官・九嬪の鄭玄注では王の寢席に侍るのには

女御八十一人は九夕に当たる。世婦二十七人は三夕に当たる。九嬪九人は一夕に当たる。三夫人は一夕に当たる。后は一夕に当たる。亦十五日にして偏し。

という順序があつたとしている。このような規則正しい寢席の順序があつたか否かは別にして、周代の王の群妃・女官に一定の序列があり、王がそれら妃以下の女官を意に任せて寢席に侍らせることは通常のことであつたと思われる。殷代の群妃・女官の序列については、后(司)に次ぐものが婦であつたことはすでに論証されている。その婦と小臣は地位に差違はあるが、分婉以外にも似通つた点が見受けられる。

戊戌、婦喜示一屯 (英三九〇白 I)

己丑、婦妍示二屯、自岳 (合集六二三三白 I)

これは亀甲・卜骨の入貢・検査・確認署名に婦某が関わっていたことを記す骨白刻辞の一部であるが、同様の例は

小臣入二 (合集一八二三反 I)

…乞自岳廿屯、小臣中示、…茲 (合集五五七四 I)

…允十屯、小臣从示（合集五五七九反）

…廿屯、小臣…（合集五五八〇）

…廿屯、小臣…（英二〇三二反）

のように、小臣にもみられる。このように婦と小臣は出産・亀甲の管理という共通した性格を持っているが、細かくみれば、共通部分の中にいくつかの相違がみられる。まず第一は数量の違いである。「冥」「嘉」関係卜辞も亀甲・卜骨の入貢・検査・確認署名関係の骨白刻辞も、婦と小臣を比較すると、婦の関与が圧倒的に多い。このように婦の出産が多数を占めるのは、婦が殷王の寢席に侍るのが通常のこと、小臣はその機会に恵まれにくい地位にいたことを示している。神権国家である殷にとっては占卜に関わることは政治・宗教の枢機と関わることを意味しているので、亀甲・卜骨の管理と婦との関与例が多いことは枢機と関わる度合いが小臣よりも婦の方がはるかに深かったことを示している。第二は、「冥」「嘉」関係卜辞でも骨白刻辞でも、婦は例えば婦好のように婦某と称されているが、小臣が小臣某と称されているのは例外的で、大抵が小臣とのみ称されていることである。これは、婦の場合は常に特定の個人が重視されているのに対し、小臣の場合は特定の個人がそれほど重視されなかったことを意味しており、ここにも「誰」という個人が重視される婦と不特定多数の一員として扱われる小臣との身分上の差違が反映している。

ここまで婦と小臣の類似した面と異なる面とを見てきたが、小臣と併記される小母は「冥」「嘉」関係卜辞にも亀甲・卜骨の入貢・検査・確認署名関係の骨白刻辞にもあらわれない。このことから、后と女官には、

后 婦—小臣—小母—奚

という序列があり、①婦と小臣・小母の間には大きな身分上の差違がある、②婦や小臣は寢席に侍り得るが、小母以下はそれに与らない、③婦や小臣は政治・祭祀の枢機に関わることがあったが、小母以下はそれに与ることがない、の三点が指摘できる。

二、宦 官

『周礼』天官に内小臣という官があり、その序官

内小臣奄、上士四人、史二人、徒八人、

によれば、それは奄人すなわち宦官が就く官である。西周晩期から春秋期に比定される魯内小臣床生鼎に

魯内小臣床生作斝（集成二三五四）

とある、魯の内小臣はその例であろう。内小臣はたまたま『周礼』天官に記述があるから、このように宦官であると判別できるが、殷・西周王室や他国の宦官が必ずしも『周礼』や魯国のように内小臣という官名であったとは限らないので、官名だけから小臣のうちのどれが宦官であり、どれが宦官でないかを判別することは極めて困難である。

宦官は後代、君主の首のすげ替えをするほどの権勢を持つようになったりするが、いかなる時代においても生殖能力を奪われた奴隷であるという本質は変わらなかった。職事は『周礼』天官・内小臣では

内小臣掌王后之命、正其服位、后出入、則前驅、若有祭祀賓客喪紀、則擯、詔后之礼事、相九嬪之礼事、正人之礼事、徹后之俎、后有好事于四方、則使往、有好令於卿大夫、則亦如之、掌王之陰事陰令、

となっているが、王后や九嬪に関する礼事や庶務、王の私的生活の庶務というこの職事内容もほぼ変わらなかった。この君主や君主夫人に関する庶務という点から、春秋早期に比定される己侯壺に

己侯作鑄壺、事（使）小臣台（以）汲、永宝用、（集成九六三三）

とあり、己侯のために水汲みをする己国の小臣も宦官と見なすことができる。

先秦文献では、例えば『春秋左氏伝』僖公四年の伝に

初、晋献獻公欲以驪姬為夫人、卜之不吉、筮之吉、公曰、從筮、卜人曰、筮短龜長、不如從長、且其繇曰、專之渝、攘公之瑜、一薰一蕕、十年尚猶有臭、必不可、弗聽、立之、生奚齊、其娣生卓子、及將立奚齊、既与中大夫成謀、姬謂大子曰、君夢齊姜、必速祭之、太子祭于曲沃、婦胙于公、公田、姬實諸宮、六日、公至、毒而獻之、公祭之地、地墳、与犬、犬斃、与小臣、小臣亦斃、姬泣曰、賊由大子、…

とあり、胙肉に盛られた毒を犬と同様に毒味させられている小臣は、その犬のごとき命の軽さからみて宦官であった可能性が高い。また、『春秋左氏伝』成公十年の伝に

晋侯夢大厲、被髮及地、搏膺而踊曰、殺余孫不義、余得請於帝矣、壞大門及寢門而入、公懼、入于室、又壞戶、公覺、召桑田巫、巫言如夢、公曰、何如、曰、不食新矣、公疾病、求医于秦、秦伯使医緩為之、未至、公夢疾為二豎子曰、彼良医也、懼傷我、焉逃之、其一曰、居肱之上、膏之下、若我何、医至、曰、疾不可為也、在肱之上、膏之下、攻之不可、達之不及、藥不至焉、不可為也、公曰、良医也、厚為之礼而歸之、六月、丙午、晋侯欲麥、使甸人獻麥、饋人為之、召桑田巫、示而殺之、將食、張、如廁、陷而卒、小臣有晨夢負公以登天、及日中、負晋侯出諸廁、遂以為殉。

とあり、公を背負って天に登る夢を見たがために、新麥を食べて腹痛を起こし廁中に転落して死んだ晋侯を糞尿まみれになりながら背負うはめになった小臣も、その穢い行為を強制されている点からみて、通常の官ではなく、宦官であらう。

以上のように宦官としての小臣は西周後期以後の金文・文献には見受けるのであるが、その存在が殷代まで遡るかどうかという問題になると、俄には断言しがたい。

辛卯、王…小臣□…其亡圉…于東对、王乱曰吉（合集三六四一九 V）

辛巳卜、貞、王其…小臣…夷亡…商…王弗每（合集三六四二二 V）

…逐自…小臣鬼…于… (合集五五七七 I)

己巳…亡小臣其取又 (合集五五九五 I)

時に、これらの卜辞を、奴隸である小臣の逃亡・追捕と関連づけて分析をしていることを見かけるが、この断片的な卜辞からそこまで読み取るのは困難である。かといって、西周後期に存在していた宦官としての小臣が遡って殷代に存在しなかったとは断言できない。花園村の洹北商城にある巨大な宮殿建築を有する強い王権があり、そこに後宮に類する何らかの組織が存在した可能性がある場合、そこに宦官がいた可能性もまた存在する。しかし、今のところ文献にも卜辞にも宦官としての小臣が殷代に存在したことを確実に証明する例が見つけられない。

ここで注目されるのが西周早中期とされる小臣氏樊尹鼎の銘文である。

小臣氏樊尹作宝用 (集成二・三五一)

これに見える小臣氏は樊尹の氏の名である。諸侯は臣下から「侯氏」と呼ばれることがあるが、それは臣下が使う敬称なので、樊尹が自らを小臣氏と敬称したはずはない。小臣氏が氏の名であるならば、前稿にあげた「小臣の多くが宦官である」とする説は成立しがたい。西周貴族が殷代に宦官が多かった小臣という不名誉な語を自己の氏の名とすることは考えられないからである。したがって、西周早中期にも小臣の中に宦官が含まれていたかは疑問である。

二、史小臣と善夫

史小臣という用例が一例のみであるが、西周晩期の大克鼎の銘文に見える。

王若曰、克、昔余既令女出入朕令、今余唯鍾稟乃令、易女素市參綱苙恩、易女田于禁、易女田于漙、易女邢寓芻田于峻、以厥臣妾、易女田于康、易女田于匱、易女田于陳原、易女田于寒山、易女史小臣靈齎鼓鐘、易女刑微芻

人、鬻（撰）易女刑人奔于量、敬夙夜用事、勿廢朕令、克拜稽首、敢對揚天子不顯魯休、用作朕文祖師華父寶隋彝、克其万年無疆、子子孫孫永宝用（集成二八三六）

ここにある「易女史小臣靈蘇鼓鐘」は、善夫克に史と小臣と靈蘇なる鼓鐘の三者が下賜されたことと解することも可能であるが、その場合、官人である善夫克に同じ官人である史・小臣が下賜されたという状況を想定しなければならぬ。大規模な諸侯の封建なら王臣の分与もあり得たかもしれないが、克の場合は前命を再認する再命、即ち前任官への再叙任なので、そのようなことは行われたとは思えない。したがって、この部分は「汝に史小臣の靈蘇なる鼓鐘を賜ふ」と読んで、史小臣が用いる鼓・鐘が下賜されたとするべきである。

周知のように金文に散見する「參有鬲、鬲土・鬲馬・鬲工」の參有鬲は、鬲土・鬲馬・鬲工の総称である。このように西周金文にはまず総称をあげて、次いでその官を列挙する官の列挙法がある。西周中期の師農鼎に

唯三年三月初吉甲戌、王在周師彘宮、且、王各大室、即立、司馬共右師農入門、立中廷、王乎作冊尹、冊令師農、胥師俗司邑人唯小臣善夫守〔友〕官犬眾奠人善夫官守友、易赤鳥、農拜稽首敢對揚不顯休命、用作朕文祖辛公尊鼎、農其〔万年〕世子子孫孫、其永宝用（集成二八一七）

と見える「唯小臣：」の小臣もそうで、下文の善夫・守〔友〕・官犬などの諸官を総称するものであると考えられる。そうすると、善夫も小臣に含まれることになる。この善夫（膳夫）が小臣に含まれるという関係は、殷の湯王の輔相として知られる伊尹の伝承にも見られる。伊尹は、春秋期の叔夷鍾では

毓成唐又敢在帝所、尊受天命、副伐夏后、敗厥靈師、伊少臣唯付、咸有九州、処禹之都、…（集成二八五）

のように「伊少臣」と呼ばれていて小臣であったという伝承を残しているが、『呂氏春秋』本味覽の

湯聞伊尹、使人請之有侏氏。有侏氏不可。伊尹亦欲歸湯。湯於是請取婦為婚。有侏氏喜、以伊尹為媵送女。…、湯得伊尹、祓之於廟、燂以燿火、豐以犧豕。明日、設朝而見之、説湯以至味、湯曰「可對而為乎」。對曰「君之

國小、不足以具之、為天子然後可具。…」

及び『史記』殷本紀の

伊尹名阿衡。阿衡欲奸湯而無由、乃為有莘氏媵臣、負鼎俎、以滋味說湯、致于王道。或曰、伊尹處士、湯使人聘迎之。

などには、媵臣として来て、料理人として仕えたとしている。金文の善夫は『周礼』天官に

膳夫、掌王之食飲膳羞、以養王及后世子。凡王之饋食用六穀、膳用六牲、…

とある膳夫に比定されているので、これらの説話は伊尹が善夫でもあり、小臣でもあったことを伝えていて、善夫が小臣の中に包摂されるものであったことを示している。大克鼎の善夫克が「史小臣の靈蘇なる鼓鐘」を下賜されたのは克が史官を兼職していたからであろう。史には大史・内史尹・内史友と順次下がる種々の史官があり、それらが命の重軽に応じて王命の出入をしていたことは册命形式金文等に多く見られる。善夫克は再命前から王命の出入をしたことが記述されているので、「食飲膳羞」を管掌する善夫と王命の出入をする史官、しかも地位相應の小臣身分の者が任ぜられる下位の史官を兼ねていたと考えられる。再命に際して善夫克が「史小臣の靈蘇なる鼓鐘」を下賜されたのは、このように職事と関連していたと解さねば「史小臣の靈蘇なる鼓鐘」の下賜理由が理解ができない。欠字・難字が多くて難解であるが、西周晩期の𠄎从𠄎的小臣成友もそうした史小臣の一人であったかもしれない。

佳王廿又五年七月、辰「在」□□、「王在」永師田宮、令小臣成友逆□□内史無彫、大史旃曰、章厥蠶夫、吒𠄎

从田、其邑旃兹澗、復友𠄎从其田、其邑復愆言二邑、卑𠄎从復小宮、吒𠄎从田、其邑徂眾句商兕眾讎戈、復限余

𠄎从田、其邑競懋甲三邑州瀘二邑、凡復友、復付𠄎从田十又三邑、厥右𠄎从、善夫克、𠄎从𠄎朕皇祖丁公文考惠

公盪、其子々孫々永宝用、と（集成四四六六）

この銘文の通読はできないが、𠄎从の田の讓渡に関する王命が小臣を通じて内史と大史に伝達されていることはわ

かるので、王の小命の伝達をする史官に小臣が任じられていたことが推測される。王命の伝達と執政者の上奏の取り次ぎは、日本では上古は女官、律令時代は藏人、江戸時代には側用人と替わっていくが、中国では女官、小臣・善夫を経て宦官に替わっていったようである。

四、侍臣と前駆

卜辞に

甲午卜、夊、令小臣取丁羊鳥（合集二〇三五四 I）

癸巳卜、貞、其令小臣筭（合集二七八八三 III）

とあり、小臣が羊・鳥の捕獲や陥筭の仕掛けを命ぜられていることから、殷代の小臣が王の狩猟に参加する資格を有する者であったことがわかる。また

癸巳卜、殻貞、旬亡高、王乱曰、乃茲亦惛崇、若僞甲午王往逐兕、小臣留車馬礮、王車、子央亦墜（合集一〇四〇五 I）

には、王が兕を逐っている時に小臣留の乗車が事故を起こし、王の乗車もそれに巻き込まれ、子央も乗車から墜ちたことを記録している。これは小臣が狩猟の参加者であるとともに、王の乗車のすぐ近くを馳せ、王の侍衛をしていたことを如実に物語っている。

後世の例から言えば、侍衛の臣は宮中の宿直・警備、王の外出時の鹵簿の警護、王の行幸の安全確保が主要任務である。『周礼』夏官・小臣の職事の一つに「前駆」があるが、この「前駆」という語は前衛、警蹕、立ち寄り先や行在所への先乗りなど王の外出時に行く警護活動全般を表現した語であると思われる。そのうちの先乗りを記した卜辞

が十数例存在する。例中には先乗りした官の名を記していないものも少数あるが、確認できる限りでは、それは

庚午卜、貞、翌日辛王其田、馬其先擒、不雨：（合集二七九四八 Ⅲ）

：乎馬先、弗悔不：大吉（合集二七九五四 Ⅲ）

に見られるように、馬という官による先乗りに限られている。上述したように、小臣には馬小臣と小多馬羌臣というものが含まれているので、卜辞のこの先乗りは小臣に包摂される官の職事と見なしてよいであろう。

戊戌卜、王其巡馬：小臣乘屯、克：（合集三六四一七 V）

庚午卜、王貞、其乎小臣刺从在會（合集二七八八五正 Ⅲ）

これら二辞のうち前者は王が厩舎の馬を巡視した時に随従していた小臣に試乗させたことを記したものとと思われるが、小臣以下の文義が判然としない。後者は王が會に赴く際に小臣刺を随従させるか否かを占卜している。これらの随従は単に王の御幸に随ったのではなく、護衛のためである可能性が高い。

小臣の先乗りは西周早期の小臣夔鼎にも見える。

正月王在成周、王弋于楚麓、令小臣夔先省楚庶、王至于弋庶、無譴、小臣夔易貝、易馬兩、夔拜稽首对揚王休、揚作季最宝尊彝（集成二七七五）

これによれば、周王が楚山の麓に行く時に小臣夔が先乗りして楚山の狩猟小屋を下見している。同じく早期

の
 佳十月甲子、王在宗周。令師仲眾静省南国相庶。八月初吉庚申、至告于成周。月既望丁丑、王在成周大室。令静曰、女在會噩師。王曰、静、易女鬯旂市采每。曰、用事。静揚天子休、用作宝鬲彝（『文物』一九九八年五期、八六頁、図四）

において南国を巡視する際に狩猟小屋に先乗りをしている静も、同人作成の小臣静彝（後引参照）に「小臣静」と自

称していることから見て小臣である。

五、部将・武臣

上述の卜辞・金文の用例から見ると、前駆に関しては『周礼』夏官・小臣の記事は小臣の姿の一部を正しく伝承していると言えるが、序官にその身分・人数を「小臣、上士四人」とするのは問題がある。本来、先乗りは武装偵察の一種であるから、少々の敵に遭遇した時に全滅しない規模の部隊を率いた小臣が派遣される必要があるもので、このような小規模な人数ではなかったはずである。小臣が単に王を警護する侍衛の臣ではなく、部将でもあったことは次の卜辞で明らかである。

…小臣牆从伐、擒危美人廿人四：人五百七十・倭百：車二丙・盾百八十三・函五十・矢：百于大乙、用獲百俘
于祖乙、用美于祖丁、建曰京易：（合集三六四八一 V）

この卜辞は前稿に引用したので詳しくは述べないが、ここでは小臣牆が率いた部隊が五九〇人以上の俘虜と戦車・盾などを捕獲していることが確認できたらい。この俘虜・戦獲品の多さから類推すると、小臣牆が率いていた部隊は少なくとも千人単位の兵士で構成されていたと想像できる。小臣の全てがこの小臣牆のように大規模な部隊を率いる部将であったとは思えないが、小臣のなかにはこのような大規模な部隊を率いることができる身分と地位を有する者がいたことは事実である。

殷末の小臣餘犀尊には

丁巳王省夔且、王易小臣兪夔貝、佳王來征夷方、佳王十祀又五彤日（集成五九九〇）

とあり、紂王の夷方征伐に従軍した小臣兪が宝貝を下賜されたこと、西周早期の小臣單觶には

王後収克商、在成自、周公易小臣單貝十朋、用作宝罍彝（集成六五二二）

とあり、周公に随従して三監の乱の際の戦功により小臣單が宝貝を下賜されたこと、西周早中期の小臣謎毀には

獻東夷大反、伯懋父以殷八師征東夷、唯十又二月遣自鬻師、朮東陝伐海眉、于厥復婦在牧師、伯懋父承王命、易

師率征自五鬻貝、小臣謎蔑曆眾易貝、用作宝罍彝（集成四三三八）

とあり、伯懋父による東夷征伐に随従した小臣謎が戦功により宝貝を下賜されたことを記している。これらの賜貝は小臣命・小臣單・小臣謎の個人的戦功によって受けたものなのか、彼らが率いた部隊の戦功を長として受けたものなのかは明瞭にし難いが、戦闘部隊の指揮官が最高指揮官からの賞与にあづかるのが一般的傾向であることから推すと、小臣命・小臣單・小臣謎らは部将として賞されたと考えられる。銘文によれば、小臣謎は伯懋父麾下の殷八師の一部将として出征しているが、殷八師は「夷を以て夷を制す」政策に利用される成周常在の殷系の軍組織なので、小臣謎がそれに属しているという事実は小臣が王を侍衛する臣のみで構成されていなかったことを意味している。したがって、この銘文は小臣を侍臣と捉える見解が一面的であることを証するものであろう。

六、臣の所有と守邑

小臣を少年奴隸としている説があるが、西周早期の易方毀に

易方曰、趙叔休于小臣貝三朋臣三家、对厥休、用作父丁罍彝（集成四〇四二）

とあり、宝貝三朋と臣三家を賜っていることからわかるように、小臣は臣を所有していた。この家単位で下賜されている臣は、夫単位で下賜される臣（奴隸）よりは上位の者であったと思われる。「礼は庶人に下らず」「刑は大夫に上らず」という古代の礼刑の規定では大夫とそれ以下とは身分上に大差があり、本来の貴族は大夫以上の者であった。

このことを考慮に入れると、あるいはこの家単位の臣の下賜は大夫に隸属する庶人の分与であった可能性が高い。
殷代の小臣については、

…乎…邑…小臣其又邑（合集五五九六 Ⅰ）

に「又（有）邑」とあることから、采邑を所有していたとする解釈がある。しかし、『礼記』哀公問の「不能有其身」、同じく大学の「有国者不可以不慎」とあり、鄭注に「有、猶保也」とあるように、「有」には「保守」「保持」の意もあるので、この卜辞一例を以て小臣の采邑所有まで主張するのは行き過ぎではなからうか。

次の卜辞は欠落が多いが、文中の「来嬭」が注目される。

…小臣高…来嬭自…（合集五五七六正 Ⅰ）

来嬭は、一例をあげると

癸巳卜、案貞、旬亡咎。王曰、有崇、其有来嬭。迄至五日丁酉、允有来嬭自西。沚𦉰告曰、土方征于我東鄙、

𦉰二邑。苦方亦侵我西鄙田（合集六〇五七正 Ⅰ）

に見られるように、殷都大邑商をとりまく王畿の諸邑や内外服諸侯から敵邦（方）が侵入して何らかの損害を被ったこと知らせる時に用いる語である。次の卜辞

…才（災）、小臣稟又来告…（合集二七八八六 Ⅲ）

にある「来告」は種々の状況下で王に報告がなされることを意味するが、小臣の場合は

…大方出伐我師、惟馬小臣…（合集二七八八一 Ⅲ）

の馬小臣の例にもあるように、敵邦（方）が侵入したことを使者を派遣して殷王に知らせる時に用いられていると思われる。このように来嬭・来告が小臣からもたらされていることを考慮に入れると、小臣の一部は外敵と常時接触しうる場所、言い換えると軍事区域にいて、殷王と終始連絡をとり、その命下で活動していたと推察される。この軍事

区域にすることがあるという文脈で上引した卜辞の「小臣其又邑」を見ると、この卜辞は小臣が戦闘部隊を率いて外敵侵入の脅威にさらされている王畿周辺の諸邑を守衛していて、それが無事に達成し得るか否かを卜問したものと解釈すべきであろう。

七、使 臣

小臣が使臣として派遣されたことを記す西周金文が五例ある。西周早期の小臣遯鼎に

小臣遯即使于西、休、中易遯鼎、揚中皇作宝（集成二五八一）

とある小臣遯は中に使臣として派遣されている。おそらく派遣者は周王で、中は卿大夫層に属する重臣であろう。西周中期の小臣静彝

隹十又三月、王吝咨京、小臣静即使、王易貝五十朋、揚天子休、用作父「丁」宝尊彝（『金文総集』四、二六五五）

の場合は、小臣静が派遣された相手はわからないが、派遣者は周王である。同期の小臣守斿

隹五月既死霸辛未、王使小臣守于夷、夷賓馬両金十鈞、守敢对揚天子休令、用作铸引仲宝斿、子々孫々永宝用（集成四二七九）

の場合は、東夷か南夷か判然としないが、小臣守は夷族の邦君に使臣として派遣されており、小臣鼎

唯十月、使于曾・密伯于成周、休眡小臣金、弗敢喪、揚用作宝旅彝（集成二六七八）

の場合は、成周滞在中の内服諸侯と思われる曾伯と密伯に使臣として派遣されている。これら二銘文にも派遣者が記されていないが、おそらく周王であろう。『周礼』夏官・小臣の「掌三公及孤卿之復逆、；掌士大夫之弔劳」は、鄭

玄の注によれば、三公及び孤卿の伝奏を掌ること、王命によって士大夫を弔勞することが小臣の職事とされているが、金文の使臣はこれとは少しく異なり、王命を内外の諸侯・邦君へ伝達することであった。当然、その返事を持ち帰り、それを王に伝奏したことは想像に難くない。

また、西周早期の小臣宅毀

隹五月壬辰、同公在豊、令宅使伯懋父、伯易小臣宅画干戈九錫金車馬函、揚公伯休、用作乙公隳彝、子々孫々、

永宝、其万年、用郷王出入、(集成四二〇一)

によれば、同公から伯懋父への使臣として派遣されている。同公は「公」という称谓から極めて高位な人物であると思われ、伯懋父は西周早期に淮夷征伐の司令官として活躍した重要人物で、関連する金文は多い。このような重臣間の情報の伝達にも小臣が派遣されている。

西周金文によれば、作册・史・内史などの史官が王命を伝達しているが、史官の活動の場は主に宮・廟での册命などに限られていたようで、遠地に赴いての王命の伝達には小臣が用いられる傾向がある。これは西周期の小臣には史官を兼ねている者があり、武装偵察をすることが可能なほどの部隊を率いる者がいたからであろう。

八、祭 儀

小臣が参加した祭儀のうち最も目立つのは殷祭である。

癸亥卜、賓貞、令何受乎得小臣戈衣 (懷九六一 I)⁽⁸⁾

貞、令何受乎得小臣戈衣 (懷九六一 I)

これらの卜辞によると、殷代の衣(殷)祭には得小臣戈が参加しているが、西周早期の小臣傳毀

佳五月既望甲子、王〔在萑〕京、令師田父殷成周〔年〕、師田父令小臣傳非余、傳□

朕考𠄎師田父令余□官、伯祖父賞小臣傳□、〔揚〕伯休、用作朕考日甲宝〔集成四二〇六〕

の場合は某小臣ではなく、小臣である小臣傳が殷祭に参加している。殷代の傳小臣も西周時代の小臣傳も小臣であること以外、職掌は全くわからない。殷祭は王が直系祖先の歴代の靈を招いて行う大祭であるが、卜辞の場合は何という人物、小臣傳設の場合は師田父が代理で主催している。この二人は、本来なら王自身が主催すべき殷祭を代理で主催しているので、卿士クラスの重臣であったと考えられる。小臣はこれら重臣の補佐役の一員として殷祭の挙行に参加しているの、当然にその身分は卿士クラスの重臣よりは下位にあつたことがわかる。一方、次の二例の卜辞

癸亥卜、彭貞、其又于丁妣己、在十月又二、小臣高立〔合集二七八七五 Ⅲ〕

… 𠄎、小臣高立〔合集二七八七六 Ⅲ〕

の第一辞では、小臣高が武丁の配偶者妣己への侑祭に参加している。しかし、「小臣高立」という表現から見ても、この場合は王が主催する侑祭に賓として参加したというよりは、小臣高が王の代理として侑祭に立（泣）んだと解した方が内容が理解しやすい。果たしてそうならば、これは小臣高が王の代理をし得る身分であり、決して低くはなかつたことを示していることになる。次の卜辞

丁巳卜、咎小臣口以汙于中室。茲用。丁巳卜、咎小臣刺以汙于中室〔合集二七 八八四 Ⅲ〕

の場合も、中室で行われる汙（意義不明）という祭儀に小臣口を派遣するか小臣刺を派遣するかが卜問されているので、同様のことが言える。

これら祭儀関係の卜辞・金文から指摘できることは、小臣が決して奴隸などではなく、小祭儀を王の代理として挙行し得る身分、即ち大夫クラスの者が含まれていたということである。

九、族 徽

殷・西周金文の末尾部分に記されている絵文字のような図形は図形標識とか氏族標識とか族徽とか呼ばれるもので、銅器の作器者が属する氏族を表すロゴマークのようなものであるとされている。

小臣に関する金文のうち族徽を付すものは四器あり、いずれも殷末期のものである。そのうち小臣缶方鼎の王賜小臣缶馮積五年、缶用作享天子乙家祀尊 𠄎𠄎 父乙（集成二六五三）と小臣兒卣の

女子小臣兒作己罔彝 𠄎𠄎 （集成五三五一）

に見える𠄎𠄎は殷の王族の族徽であると考えられている。小臣缶は天子乙を父乙と呼んでいるので殷の王孫であることは確かであるが、これを敷衍して小臣は春秋諸侯国における公孫あるいはそれ以下にあたりとするのは問題がある。小臣_{（靈卣）}の

王易小臣_{（靈）}、易在寢、用作祖乙罔 𠄎𠄎 （集成五三七九）

では小臣_{（靈）}の族徽は𠄎𠄎であり、小臣邑_{（畢）}

癸巳、王易小臣邑貝十朋、用作母癸罔彝、佳王六祀彤日、在四月 亞_{（癸）} （集成九二四九九）

では小臣邑の族徽は亞_{（癸）}となっていて、小臣の族徽は必ずも𠄎𠄎ではないからである。𠄎𠄎と亞_{（癸）}は𠄎𠄎から分族したものであると主張することも可能であるが、他に論拠とすべきものがない。むしろ銘文の記述をそのまま認めて、小臣には𠄎𠄎族に属する者も、𠄎𠄎族に属する者も、亞_{（癸）}族に属する者もいたとするのがよいと思う。春秋時代には諸侯の公孫あるいはその子は大夫となり、その子孫には士に零落する者がいたので、王族出自の小臣がい

でも不思議ではない。特に小臣缶のような王統を継ぎそこねた者は父子相統を固守しようとした殷末の王にとつてはライバルでもあり得たから冷遇されたであろう。

おわりに

殷・西周時代の小臣には小臣（小臣某も含む）・小某臣・某小臣という表現があり、小某臣と某小臣は某を管掌する小臣で、小臣はそれら種々の職事を有する官人を統括して呼称する語であった。その中には田官あり、馬官あり、女官あり、侍衛の臣あり、善（膳）夫あり、武臣・部將あり、使臣あり、宦官でさえもあった。そして、小臣と他称され、また自称している者には王系に繋がる者もあつたが、王系外の氏族出自の者もあり、家臣を有していた。このように殷・西周時代の小臣は多様であつた。これらから見ると小臣を一種の官職名とするのは適當ではない。おそらく小臣は在官者を広く指しながらも、一定の範疇を有する語、例えば「小官」や狭義の「有司」という語とほぼ同義の語であろう。有司は「職司を有する者」という意味だから、もとより執政の大官から官府の最下等の官までを指すのであるが、狭義に用いた場合は要路重臣の大官を除く官を指している。

これに対し、『周礼』夏官の序官によれば、「小臣、上士四人」となつていて、その職事は

小臣掌王之小命、詔相王之小法儀、掌三公及孤卿之復逆、正王之燕服位、王之燕出入、則前驅、大祭祀朝覲、沃盥、王盥、小祭祀賓客饗食賓射、掌事如大僕之法、掌士大夫之弔勞、凡大事、佐大僕、

となつてゐる。これを鄭玄の注に従つてまとめると、①王の小命を掌る、②王の趨行・拱揖などの小礼儀を掌る、③三公及び孤卿の伝奏を掌る、④王が燕居する時の服装と位置を正す、⑤王が諸觀苑などに遊ぶ時は前驅する、⑥大祭祀や朝覲の時は、王の盥を沃ぐ、⑦小祭祀・賓客・饗食・賓射の時は、掌る事、大僕の法のごとし、⑧王命によつて

士大夫を弔勞する、⑨凡そ大事には大僕を補佐する、となる。

この『周礼』夏官・小臣の記述と上述した殷・西周時代の小臣とを比較すると、『周礼』夏官・小臣の⑤はほぼ事実に近く、①③は事実の一部を伝承しているが、全体的に殷・西周時代の小臣を矮小化しているように思われる。

殷・西周時代は官制が徐々に整っていく時代であり、職事ごとに官が独立していく時代であった。その間、小臣に含まれていた多くの官は、某事を掌管する小臣から某官として独立して、某事を掌管する小臣（小某臣、某小臣）とは呼ばれなくなったのであろう。こうしてそれまで小臣と呼ばれた者たちの範疇が縮小するにつれ、史料に残る小臣の活動も減り、その史料を見た後世の人々の小臣は某種の職事を掌管していたという印象も矮小化されたものになったであろう。また、戦国時代の末期にまとめられた『周礼』には地域限定の小政権であった戦国期の周の官制の状況も反映しているのであろう。小臣の定員がたった四人であり、武臣・部将としての小臣が片鱗すらも窺えないことがそれを物語っている。一方、小臣がもともと小官を意味していたことは完全には消え去らず、『礼記』礼運の「君位危、則大臣倍、小臣窃」のように後世まで使用されている。

註

- (1) 拙稿「甲骨文・金文の小臣について」『人文論究』第五三巻第四号、二〇〇四年。
- (2) (合集五七一七正 I) は『甲骨文合集』の第五七一七片の正面拓で、Iは第I期に断代されていることを意味する。以下、同様に略記する。
- (3) 三田村泰助『宦官』
- (4) 中国社会科学院考古研究所編『小屯南地甲骨』（中華書局、一九八〇年）の附二二の略称。
- (5) 郭沫若に効を「婁」と積して「嘉」と読み、憎臓を冥と積して「媿」と読むとした（『殷契粹編』考釈、一六〇葉、文求堂、一九三七年）
- (6) 于省吾「积小臣的職別」『甲骨文字积林』二〇八頁。

- (7) (集成五三五) は、中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成』(全一八冊、中華書局、一九八四～一九九五年)、第五三四一拓の略称である。以下、同様に略記する。断代は多く『殷周金文集成积文』によったが、必ずしも全拠してゐるわけではない。

- (8) (懷九六一 I) は、曹戴奎編『懷米山房吉金圖』の略称。